

# A1 班「地球温暖化問題を巡る世代間衡平性と負担原則」

## 研究成果報告

研究代表者: 鈴木興太郎 (一橋大学経済研究所教授)

2005 年 3 月

### 1. 研究項目名・研究組織

A1 班の研究項目名は「地球温暖化問題を巡る世代間衡平性と負担原則」である。研究代表者および研究分担者・研究協力者は以下のとおりである。

研究代表者: 鈴木興太郎 一橋大学経済研究所教授  
研究分担者: 西沢 保 一橋大学経済研究所教授  
吉原 直毅 一橋大学経済研究所助教授  
蓼沼 宏一 一橋大学大学院経済学研究科教授  
森村 進 一橋大学大学院法学研究科教授  
堀 元 創価大学経済学部教授  
須賀 晃一 早稲田大学政治経済学部教授  
長谷川 晃 北海道大学法学部教授  
後藤 玲子 立命館大学先端総合学術研究科教授  
研究協力者: 西條 辰義 大阪大学社会経済研究所教授  
篠塚 友一 小樽商科大学商学部教授  
宇佐美 誠 東京工業大学社会理工学研究科助教授  
Wolter Bossert モントリオール大学教授  
Yves Sprumont モントリオール大学教授

### 2. 研究の設定目的とその達成度

#### 2.1 研究目的

近年、世代間の適切な利害調整を迫られる問題が日本だけでなく地球規模において続出している。地球温暖化の問題は現在の経済活動だけでなく過去の長期間にわたる経済活動とも密接に関連する一方、温暖化ガスの影響を主に受けるのは数十年先の遠い将来に生存する世代である。そこでは加害者と被害者が同時点には存在しておらず、起因

者負担原則を適用しようとしても過去の世代に適切な負担を求めることはできない。また加害者と被害者の直接交渉で問題を解決することも事実上不可能である。したがって公害の研究等で示された従来の枠組みでは地球温暖化の問題を適切に処理することができない。

地球温暖化問題は2つの意味でグローバルな外部性の問題である。第1に、温暖化ガスを排出する経済活動は現在世代のみならず産業革命期以来の全世代によって追求されてきたものであって、その責任世代の大部分は現在既に存在しない。また温暖化の深刻な影響を受ける世代は数十年先の将来世代であって、その世代の大部分は現在は未だ存在しない。第2に、現在世代の中にも既に過去の産業化の恩恵を受けている国民と今後の経済発展に望みを託す国民とが共存して、地球温暖化問題を巡って彼らの利害は大きく対立している。経済学がこの二重の意味でグローバルな外部性問題と対処したことは、これまで全くなかったといっても過言ではない。

本研究班では、地球温暖化問題をめぐる世代間の衡平性をどのように考えたらよいか、それを経済学者、経済哲学者、法哲学者および倫理学者の共同研究によって、経済学と倫理学の立場から原理的に考察し、その考察に基づいた負担原則を新たに提言することを目的とした。その主な研究課題は以下のとおりである。

規範的経済学の非厚生主義的ならびに非帰結主義的基礎に関する公理主義的研究  
「責任と補償」に関する法哲学的研究

世代間衡平性概念の哲学的倫理的ならびに公理主義的分析およびそれと資源配分の効率性などの基準との両立可能性問題の探求

環境保護政策を巡る国際間及び世代間の交渉ゲームの理論的及び実験経済学的研究

## 2.2 研究目的の達成度

研究計画の第1年度においては、規範的経済学の非厚生主義的基礎に関する公理主義的研究および責任と補償に関する法哲学的な研究を主眼とする定期的な研究会を開催して、その成果を5本のDiscussion Paperにとりまとめ広く討議の素材として提供した。また、この問題の理論的基礎に関係する経済学的研究において世界的に著名な研究者7名を招聘して、International Workshop on Intergenerational Equityを開催し、今後の研究の軌道を定めるうえで貴重なステップを踏むことができた。

研究計画の第2年度においても、地球温暖化問題のように超長期にわたる外部効果を視野に収め、世代間衡平性の経済学と倫理学に関する理論的検討という課題を巡って、アメリカ、カナダ、ドイツの専門研究者を招聘して国際シンポジウムを開催し、国際共同研究のネットワークを拡大することに努めた。招聘研究者はシカゴ大学のマーサ・ヌスバウム教授（政治哲学）、ニューヨーク大学のデブラジ・レイ教授（経済発展論と厚

生経済学) モントリオール大学のウォルター・ボッサール教授とイーブ・スブルモン教授(厚生経済学と社会的選択の理論) ビーレフェルト大学のフォルカー・ベーム教授(経済動学)など多彩なメンバーであって、研究上の交流も数多くの Discussion Paper に結実していった。国内の研究者との交流の機会と頻度も増していった時期であり、このプロジェクトの完了後も国際的・国内的な研究ネットワークはこの分野における経済学的・倫理的な研究のインフラストラクチャーとして機能することが期待されるにいたった。また帰結主義的アプローチと非帰結主義的アプローチの公理化、潜在能力理論に依拠する福祉改革の構想、非パターナリスティックな愛他主義と効用の相互依存性の経済分析、効率と衡平のダイレンマを解決する新しい理論的展開、社会的選択の理論に立脚した公私問題への新たなアプローチなど、経済学と倫理学との間の深く緊密な研究交流を踏まえた成果を挙げることができた。

研究計画の第3年度において、人格の非同一性問題を無視できない長期の論脈で世代間衡平性の問題を議論する理論的枠組みを構成する作業がかなり前進した。特に帰結主義的評価と非帰結主義的評価を同一の理論的枠組みの中で比較・対照して、その各々を公理主義的に特徴づけた研究成果は、一層の拡張を達成した後継論文も含めて、学会のフロンティアを開拓した基礎的成果となった。この作業と平行して、二項関係の新たな連続的拡張定理の確立に成功したことを始めとして、当初は計画に含まれていなかった重要な成果を得た。また、京都議定書の合意プロセスとその内容に関する具体的検討も進み、理論的結果の具体的適用に際して念頭に置くべき制約と論脈に関する共通理解を深めることができた。さらに、現代世代と遠い将来世代の間の衡平性の問題に限定せず、隣接世代間および重複世代間の衡平性の問題を検討作業に含めて、シジウィック=ピグー=ラムゼー以降の厚生経済学の伝統の中に2つの Cambridge Traditions を発掘して、それぞれの伝統に連なる厚生経済学の発展と現状に関して Overview を行うことができた。

研究計画の第4年度においては、2つの線に沿って大きな成果を挙げることができた。研究の第1の線は、将来世代の効用を割り引く慣行を巡る論争に関わっている。功利主義者シジウィックと厚生経済学者ピグーは誕生の前後関係だけで異なる世代を差別的に処遇する伝統を強く批判して周知の《匿名性の公理》を提唱したが、1960年代に公刊されたダイヤモンド論文は《匿名性の公理》・《連続性の公理》・《パレート原理》を満足する無限効用流列の評価原理は存在しないという不可能性定理を論証して、学界に波紋を広げた。だが、《匿名性の公理》は手続き的衡平性に関わる非厚生主義的な要請であり、パレート原理は典型的な厚生主義的な要請である。連続性を維持しつつ、これら異質の2公理を満足することは不可能だという命題は、驚く程のものではない。我々は、パレート原理と同じく厚生主義的な帰結に関する衡平性の公理を導入して、連続性を維持しつつ、これら同質的な2公理を満足することは不可能だという命題を論証して、

無限効用流列の評価原理に関する研究に新基軸をもたらした。研究の第2の線は、厚生主義的伝統を離れて、非厚生主義的ないし非帰結主義的な評価原理を公理化する研究方向である。この研究の端緒を開いたのは国際的にも実は我々自身の研究だった。この年度は初年度に挙げた業績を一般化して、非帰結主義的評価原理の構造をさらに深く明らかにした。また、このプロジェクトの初年度からの伝統を継承して、この年度もこれらの成果を中軸とする国際コンファレンスを開催し、Joaquim Silvestre, Geir Asheim などと実り多い研究交流を行った。

研究計画の第5年度においては、当研究プロジェクトの最終年度であることもあり、これまでの研究の進展を踏まえ、全体としての研究成果をまとめ、公表に向けての作業を遂行した。これまでの研究の成果は主に以下の通りである。無限効用流列の社会的評価の可能性を巡る問題において、パレート原理とピグー=ドルトン型帰結主義的平等分配の原理の両立不可能性に関する新定理の導出。重複世代間資源配分問題において、衡平性原理の定式化とパレート原理との両立可能性の検証。各世代の効用関数が自分の子孫の社会状態を考慮する利他的性格を有する場合の資本蓄積モデルにおいて、外部性が存在する場合のロールズ型マキシミン原理の公理的特徴づけに関する研究。同じく、各世代の効用関数が自分の子孫の社会状態を考慮する利他的性格を有する場合を想定し、重複世代間資源配分問題の論脈における負の公共財排出を巡る世代間非協力ゲームの均衡の存在および特徴づけに関する研究。非重複的世代間資源配分モデルにおける、負の公共財排出による外部効果が将来世代にのみ及ぶ長期的外部性問題を解決するための資源配分ルール構成可能性の探求。とりわけパレート原理、世代間衡平原理との両立可能性についての研究。他方、世代間資源配分問題の論脈に必ずしも限定されない、代替的な規範的評価原理の公理的研究においても進展が見られた。たとえば資源配分ルールに関する非帰結主義的な自律性原理、非厚生主義的帰結主義的な配分衡平性原理、厚生主義的帰結主義的な配分効率性原理という3つの互いに相異なりながらも不可欠な基準の両立可能性問題において一定の成果を得ることが出来た。

こうした諸成果は、各研究分担者・研究協力者によって2004年7月に大阪大学で開催された「社会的選択と厚生に関する世界大会」で発表された。さらに2005年3月にはInternational Economic AssociationのRoundtable Meetingを「世代間衡平性」をテーマに箱根において組織・開催し、そこでこれまで推進してきた研究の成果を発表する機会も得た。なお2005年1月には5年間の当研究プロジェクトの最終成果報告のシンポジウムを東京・神田において開催し、そこでは「世代間衡平性」に関心を持つ広範囲の社会学者が討論者として参加した。

### 3. 主な研究成果

A1 班の主な研究成果は以下の通りである。

### 3.1 地球温暖化抑制政策の規範的基礎に関する研究(鈴村・蓼沼)

「地球温暖化を抑制すべき」という規範は、Parfit の指摘した非同一性問題のために既存の経済学や倫理学の基準からは導くことが出来ないことを論じ、新たに「歴史的経路選択の責任」という原理を提示した。さらに新しい枠組みの中で歴史的経路評価のさまざまな基準・方法について、その情報的基礎を中心に整理した。

### 3.2 無限効用流列の評価原理に関する研究(鈴村・篠塚)

効用流列の評価基準で、パレート公理、連続性公理、ピグー＝ドールトンの移転公理を同時に満たすものは存在しないことを示した。鈴村・篠塚(2004)では、公理主義的方法論に基づいて、世代間衡平性の厚生経済学的理論について包括的サーベイを行い、今後の研究方向について議論した。Shinotsuka(2004)では、世代間の効用の相互依存の問題を考察した。その結果、世代間衡平性に関する新概念を考案し、その論理的含意のうちのいくつかを明らかにすることができた。さらに世代間衡平性以外の社会的選択理論の分野での基本的な諸問題にも解答を与えることができた。他方、未解決の問題として残されているのは、重複世代を明示的に設定したモデルの中で世代間衡平性の諸概念の論理的含意を解明することや、遂行問題を考察することである。

### 3.3 重複世代経済における環境管理の時間非整合性と非効率性(堀)

環境のように長期にわたって影響をもち長期にわたって管理しなければならない公共財に関しては、各時点において、その時点で同時に存在する多くの世代が交渉を通じて共同の意思決定をしなければならない。この場合、たとえ全ての世代が将来世代に関する同一の社会厚生関数を有するとしても、異なる時点の決定は相互に時間非整合性を示さざるを得ず、それゆえ、このような公共財をめぐる異なる時点に存在する人々の間の関係はゲームの性格を帯びる事になる。このゲームの特性を吟味することが本研究の課題である。本研究は、このゲームにナッシュ完全均衡解が存在することを証明し、また環境投資の増加がパレート改善となるという意味で、この解が公共財の過少供給をもたらすことを示した。

### 3.4 世代間衡平性への経済成長モデルによる研究(須賀)

世代間衡平性の有力な基準であるロールズのマキシミン原理を消費や効用の時間経路の選択に直接適用すれば特異な結果を生む。各世代が直近の子孫が享受する消費に対して家父長的な関心を持つという仮説の下で、マキシミン原理が論理的な欠陥を保持していることをアローとダスグプタは示したが、彼らの動学モデルに環境的外部性を導入

し、いかなる作動特性が示されるか帰結の変化に環境的外部性がいかなる役割を果たすかを考察し、彼らの結論の頑強性を確認した。

さらに世代間衡平性への公理的アプローチが生み出した結論とアロー・ダスグプタの結論とがなぜまったく異なるのかを調べるために、アロー・ダスグプタ経済（生産条件と他世代への家父長的関心）を前提としてマキシミン原理の公理化を行った。のこぎりの歯のような奇異な経路が発生する理由はマキシミン原理そのものにあるのではなく、それが実行可能性条件や他世代への家父長的関心と結びついて生じると考えられる。

なお生産条件に付随する実行可能性条件が果たす役割に注目してこれまでの世代間衡平の議論を見直す作業が今後に残されている。特に世代間衡平性に関する不可能性定理がさまざまな実行可能性条件の下で成立しうるかどうかは今後の課題として重要である。

### 3.5 非厚生主義・非帰結主義の公理的研究(鈴村、蓼沼、吉原)

伝統的な厚生主義的帰結主義を越える規範的経済学の建設可能性に関する研究シナリオの素描を行った。また帰結と機会集合からなる拡張された社会選択肢の社会的評価問題の論脈での帰結主義と非帰結主義の公理化およびその論脈でのアローの一般可能性定理問題における帰結主義、非帰結主義の影響分析を行った。(鈴村)

Suzumura-Xu によって導入された選択の機会集合と帰結のペアに関する「拡張された選好」に基づいて、資源配分問題における羨望のない状態としての衡平性を定義し、「等所得ワルラス配分ルール」の公理的特徴づけを行った。また競争市場均衡とパレート効率性との関係に関する「厚生経済学の基本定理」を、Sen の導入した機会集合の選好に関する条件の下で拡張された選好に基づくパレート効率性に拡張した。(蓼沼)

非厚生主義的な分配的正義の基準に基づく資源配分メカニズムの公理的特徴づけを行った。とりわけ Rawls の「正義の2原理」と Sen の「潜在能力の平等」論を発展・定式化した潜在能力のマキシミン配分メカニズムの研究と Dworkin の「資源の平等」論の交渉ゲーム的資源配分メカニズムとしての公理的特徴づけを行った。(吉原)

### 3.6 現代世代の遠い将来世代に対する義務論(森村)

この問題について書かれた哲学的倫理的著作をその内容によって分類し、それぞれ検討を加えた。その結果として明らかになったことは次の3つである。

遠い将来の世代への義務を正当化するものは、権利の観念や契約論的な義務や共同体内部の連帯ではなくて、どんな人々であれ悲惨であるような生活を送るべきでないという、より普遍主義的な人道主義への配慮である。

遠い将来の世代は、彼らがそもそも存在するか否か、また存在するとしてもどのような人々がどれだけ存在するのか自体が、現在以降の人々の行為にかかっているという

「非同一性問題」があるために、彼らへの義務は既に生まれている若い世代への義務に比べてはるかに不確定要素が大きい。

人々がいつ生きているかという時間的な相違は、この問題では重要でない。

なお将来の人々の人口の大小はいかに評価されるべきか(一定の生活水準以上の人々が生きるとは、その人口が大きければ大きいほど望ましいのか。社会的に追求されるべきなのか)あるいは具体的にどれだけの生活水準を将来の世代に保障すべきか。これらはさらに追究すべき問題として残っている。

### 3.7 「歴史的経路選択に対する責任」論の哲学的基礎(長谷川)

本研究では、<共同善としての環境>と<判断を伴うコミットメント>という観念を軸として、時間を超えてゆく世代間の義務の諸条件を明らかにしようとしてきた。そこには必要条件と十分条件の問題があり、前者については規範の内質と規範解釈の問題を通じて、一定の規範そのものが超時間的要素を有していることが明らかにされてきている。その一方で後者の条件は、そのような超時間的可能性を有する規範の内実が<共同善としての環境>、特に<共同善としての大気>という倫理的観念とそれへのコミットメントに存することが明らかにされつつある。

### 3.8 世代間正義の基本原理の構想(後藤)

本研究における関心は、第1に、異なる利益・目的・内的基準をもつ「(社会内)世代」間の関係性を調整すること、および各世代の構成メンバーを個人として尊重すること、第2に、異なる正義原理(とそれに基づくルール体系)をもつ「世代」間の関係性を調整すること、および各世代の構成メンバーを個人として尊重することにおかれた。そして本研究の第1の課題は、センの潜在能力アプローチをもとに、ロールズ正義論を基底とするクロニカル・ジャスティスの枠組みを具体的な政策レベルの議論へと展開することにあつた。本研究の第2の課題は、これらの理論研究をもとに日本の社会保障・福祉政策における世代間衡平性の視座を規範的に考察することにあつた。

### 3.9 将来世代、世代間正義、福祉国家に関する経済思想史的学説史的研究、およびイギリスと日本の人的資源形成の歴史的研究(西沢)

マーシャルとピグーを中心にケンブリッジ学派と将来世代、創設期の厚生経済学と福祉国家について研究を進めた。将来の満足を割り引くことへの批判、将来世代の利害、世代間の正義に関するシジウィック、マーシャル、ピグー、ラムゼイというケンブリッジ学派の伝統をフォローし、それを踏まえて論文 "Alfred Marshall on Human Capital and Future Generations" をまとめた。論点の1つは、将来世代、世代間の利害調整の仕方に関するピグーとマーシャルの相違である。関連するいくつかの論文を公表し、歴

史・倫理学派を背景にして創設期の厚生経済学の諸相を解明しようとする試みは、マーシャル派については一定の成果を得たので、今後はピグーの位置付けについて研究を進める予定である。ピグー研究を進めた David Collard 教授をはじめ、海外の研究者を多数招聘し、国際セミナーおよびケンブリッジ学派に関する国際ワークショップを開催し、ケンブリッジ学派におけるマーシャルとピグーの位置付けについて理解を深めた。

### 3.10 地球温暖化問題における効率・衡平・交渉(蓼沼)

地球温暖化を伴う資源配分におけるパレート効率性の条件を導出し、温暖化ガス抑制を巡る国際交渉が効率的で衡平な帰結を導き得るのかを、交渉ゲーム理論によって分析した。非協力ゲームの均衡よりもパレート改善するという最低限の効率性の要件も、しばしば負担配分の衡平性と対立することが明らかにされた。

### 3.11 地球温暖化防止政策の制度設計：実験経済学アプローチ(西條)

地球温暖化を防止するためにとりわけ京都議定書と与件として世界の制度や国内制度をどのように設計すればよいのかについて実験経済学的アプローチで研究した。第1に、様々な制度の特色を検討し評価軸を与え比較検討することから研究を開始した。これとあわせて被験者を用いる実験手法でこれらの制度の性能が理論の効能書きどおりに発揮されるかどうかを検証した。税にせよ排出権取引にせよ理論通りには性能を発揮しないものの、特定の削減数量を達成するには排出権取引の性能がよいことを確認した。

上記の研究にあわせて、国内では法規によって経済主体の動きをコントロールできるものの、国どうしでは互いに縛ることが必ずしもできないという論点を考慮し新たなモデルを構築した。理論モデルによると、すべての国が参加をする制度設計は不可能であることがわかっている。さらには、このモデルの実験研究を通じて被験者が他者の足を引っ張るというスパイト行為を発見した。またスパイト行為が日本人に特徴的であることも発見した。

ポスト京都をどうするのかについては、研究の緒についたばかりである。すべての国が参加し公平・効率的に温室効果ガスを削減するという目標を達成するシステムをデザインすることが残された課題である。

### 3.12 その他の社会的選択理論に関する研究成果

#### 社会的選択における情報的基礎 (蓼沼)

資源配分の整合的な社会的順序を構成するためには、2つの配分の比較において個人の選好に関する情報をどれだけ必要とするのかを分析した。最も強く情報を限定する Arrow の独立性条件を緩和し、限界代替率といった選好の局所的な情報を許容するよう

に情報的基礎を拡張しても、依然として独裁制ルールが導かれることが証明された。一方、衡平配分理論のように、2段階のみの社会的順序を求めるためには、選好の局所的な情報を許容するだけで、独裁制でないルールが可能となることも明らかにされた。

#### **厚生主義的道德原理の公理的研究(須賀)**

地球温暖化を始めとする地球環境問題を解決するための制度として人々の行動を規制する倫理・道徳を取り上げる。いかなる条件によって特徴づけられる道德原理が地球環境問題の解決策を提供しうるかを考察する。匿名性、中立性、パレート原理を満たす道德原理に従うならば、各世代はどの世代からも反対されない行動を取らなければならない。残された課題は有限の世代からなる枠組みを無限の世代が存在する枠組みに拡張すること、厚生主義の公理を非厚生主義の公理に置き換えることなどである。

#### **予算配分問題など(篠塚)**

Shinotsuka-Wilkie(2002)では、複数の財を競売する方式のうち売り上げの期待値が最大になるようなものを特徴づけた。Shinotsuka-Takamiya(2003)では、社会的選択理論の枠組みで、選択対象への選好順序を持つ投票者たちからなる単純ゲームのコアをナッシュ均衡による遂行可能性などの公理を使って特徴づけた。Shinotsuka(2003)では、予算配分問題を考察し、余剰予算を比例配分するルールを加法性、分配分に対する上限ないし下限の存在、連続性によって公理化した。

#### **共有地の悲劇問題(吉原)**

共有地の悲劇問題解決のための効率的かつ衡平的資源配分ルールを遂行する分権的メカニズムのデザイン。自由主義的権利体系のゲーム理論的研究の展開。

### **4. 研究成果の取りまとめ状況**

これまでの研究成果を取りまとめたものを「世代間利害調整」研究書シリーズ(東洋経済新報社)の1冊として出版する予定である。その出版計画は、

#### **鈴木興太郎編『世代間衡平性の論理と倫理』**

として既にその章構成および各章の執筆担当者も決まっている。この出版計画の一環として、2005年1月に5年間の当研究プロジェクトの最終成果報告のシンポジウムを東京・神田において開催し、上記研究書の各章担当者がそれぞれの担当原稿を発表した。その後、現在、各章の最終原稿が編集者の下に集約され、2005年度内の出版を予定した編

集作業が進行中である。

また前述したように 2005 年 3 月には International Economic Association の Roundtable Meeting を、「世代間衡平性」をテーマに箱根において組織・開催し、欧米からの 10 名近い報告者を含め、17 本の論文が報告された。そこで A1 班の厚生経済学的研究成果の一部(鈴村・蓼沼、篠塚・須賀・鈴村・蓼沼、吉原の諸研究)も発表される機会を得た。この Conference Proceedings もまた、ジョン・ローマー教授(米国イェール大学)と鈴村興太郎の共同編集によって、マクミラン社から 2005 年度内に出版される予定であり、現在、各報告者は報告論文の最終原稿の仕上げ作業を進めている。

## 5. 研究成果公表の状況

本報告書の別紙 A 1 - 1 参照。なお主要な研究成果は本報告書の別紙 A 1 - 2 に再録した。

## 6. 研究を推進してきた上での問題点と対応措置

5 年間の研究プロジェクトの間には、コアの研究分担者の何人かが長期海外研修の機会を得たため当該プロジェクトのメンバーから外れるなど、一時的にメンバーの層が薄くなるという問題が生じたりした。しかし、それらもさらなる積極的かつ生産的な研究協力者の開拓によって補うことができた。また研究プロジェクトの第 4 年度目から、一橋大学の COE プロジェクトが立ち上がり、A1 班の研究代表者はその COE プロジェクトの推進リーダーを引き受けたこともあり、結果的に A1 班の研究代表者としての仕事の多くを十分に継続していくことが容易でなくなった。その作業のいくつかを研究分担者に委託することによって、とりあえず最後の 2 年間とも A1 班としての研究活動を継続することができた。

## 7. 当該学問分野及び関連分野への貢献度

従来この研究項目に関連する諸研究としては、J. ロールズによる公正基準の発表以来、「世代間の公正」をどう考えるかについての規範的研究が P. ダスグプタ、K. アロー、R. マスグレイブをはじめとする研究者によってこれまで散発的に試みられてきた。ただし現在にいたってもなお議論の内容はきわめて初歩的な段階にとどまっており、本格的な研究は試みられていなかった。

また世代重複モデルの開発という形の経済成長プロセスにかかわる研究には既にそれなりの蓄積がある。ただし所得移転を考慮に入れた研究を含めて、いずれも効率性に

着目したものだけにとどまっておらず、「分配の公平」との関連を有するモデル開発は行われていなかった。従来、経済学では異時点間にかかわる資源配分問題を1つの重要テーマとして精力的に研究してきたが、そのなかで間接的ながら世代間の利害調整に関する議論が部分的に行われてきたに過ぎなかった。しかし、この5年間のプロジェクトを通じて、従来の研究の到達点を踏まえて、「世代間公正性」についての規範理論的研究が経済学および倫理学それぞれの分野で本格的に推進され、国際的にも影響を与えてきたと言える。

こうした到達点から出発した当該プロジェクトは、2.2の「研究目的の達成度」でも言及したとおり、世代間衡平性に関する規範経済学的理論研究や倫理学的研究において、また世代重複モデルや異時点間資源配分問題における「分配の公平」に関わる経済理論の研究において、新たな前進を生み出し、当該研究分野に貢献してきた。その具体例に関しては「3.主な研究成果」及び「5.研究成果公表の状況」を参照してほしい。また「世代間衡平性」をテーマに毎年度開催した国際シンポジウムや最終年度における International Economic Association 後援の Round Table Meeting 開催など、世代間衡平性の規範理論的研究をめぐる国際的ネットワークを経済学および倫理学双方の分野において開拓した点も、高い国際的貢献として自負することができる。

さらに当該プロジェクトを通じて、法哲学者や経済哲学者と経済学者とのインターフェイスを確立する試みが日本の学会においては事実上初めて本格的に追求され、研究関心の交流や共有がなされた。結果的に当該研究プロジェクトの成果出版物は、日本では事実上初めての本格的な法哲学者・経済哲学者・経済学者による共同研究著作となる予定である。これもまた規範理論という共通の研究関心領域を持ちながら、なかなか研究上の交流がなされなかった日本の法哲学会および経済学会への大きな貢献であると言える。